

事務事業調整報告書

協議項目	19 慣行の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>新設合併の場合、関係市町村は消滅するため、各町の町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章は失効します。</p> <p>町民憲章、宣言については、新町の基本姿勢となるもの、又町の花・木・鳥・歌・音頭・町章については、新町のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが望ましいが、当該地域において愛着の深いものであることから、何らかの方法でこれを伝承することも検討する必要があります。</p> <p>2. 調整理由</p> <p>1 町民憲章、宣言については、新町の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが望ましいが、当該地域において愛着の深いものであることから、合併後に検討機関を設け調整することが適当である。</p> <p>2 町の花、町の木等の象徴的事項については、新町のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが望ましいが、当該地域において愛着の深いものであることから、合併後に検討機関を設け調整することが適当である。</p> <p>3 新町の町章については、新町発足時から、町の施設、町の旗、各種式典、各種証明書などの印刷物等を使用することにより住民意識の高揚、一体感の醸成が図れると共に、交流、情報発信において新町のシンボルとして対外的なPRにも役立つこととなることから新町発足時に定めることが望ましい。</p> <p>なお、町章の検討時期については、新町名が決定し、新町まちづくり計画の策定により新しいまちの骨格が固まってからとすることが適当である。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目		19 慣行の取扱い(その1)	総務部会
協議細目		町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章	
3-1. 事務事業現況調査比較表(町民憲章、町章、町の花・木・鳥・歌・音頭・宣言)			
項目		浜坂町	温泉町
町民憲章	制定	昭和47年7月	昭和52年4月1日
	憲章文	<p>日本海の荒磯に生れ、中国の山なみに抱かれて、ゆたかな自然ときびしい風土、古い歴史と伝統の中に、はぐくまれ培われてきたわたくしたちは、ここに、ふるさとをよびさまし「人づくり・くらしづくり・町づくり」のためにこの憲章を定めます。</p> <p>みんなが 豊かで みんなが 明るく みんなが 親しく みんなが 幸福で あるように</p>	<p>わたくしたちは、温泉町民です。祖先が築いたこの町に誇りをもち、きびしい環境をのりこえ、みんなの力で明るい豊かな町づくりをめざして、この憲章を定めます。</p>
町章	制定	昭和30年4月	昭和39年10月
	概要	<p>カナで「ハマ」を描き意匠は波と海鳥の雄飛を表し町勢、産業発展、和合を象徴したものです。</p>	<p>町名の頭字オンのオを中央で飛躍、発展の両翼と山岳自然美に表象し、ンを円で団結、融和に表象した図案。</p>
町の花	制定	昭和47年4月	昭和52年4月1日
	花名	ささゆり	さくら
町の木	制定	昭和47年4月	昭和52年4月1日
	木名	黒松	もみじ(かえで)
町の鳥	制定	昭和47年4月	昭和52年4月1日
	鳥名	岩つばめ	うぐいす
町の歌	制定	-	昭和59年7月1日
	歌名	-	温泉町歌
町音頭	制定	-	昭和59年7月1日
	音頭名	-	温泉町音頭
宣言	制定		平成13年9月28日
	概要		<p>「恒久平和の町」 非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、戦争のない明るく幸せな生活を守る。</p>
その他	概要	わたしの浜坂・但馬浜坂ぶし・はまさか小唄	

事務事業調整報告書

協議項目	19 慣行の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	名誉町民、表彰	
3-2. 事務事業現況比較表(名誉町民、特別町民)		
項目	浜坂町	温泉町
名誉町民	浜坂町名誉町民条例 浜坂町名誉町民条例施行規則	温泉町名誉町民条例(昭和39年)
対象者	1. 表彰対象者 本町の町民又は本町にゆかりの深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に寄与し、その功績が卓越であり、町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、浜坂町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。(条例第1条)故人にたいしては、死亡日にさかのぼり追贈することができる。	1. 表彰対象者 本町の町民又は本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓越であり町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、温泉町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。(条例第1条)
選定	2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て選定する。(条例第2条)	2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。(条例第2条)
顕彰	3. 表彰式等 名誉町民には、名誉町民賞を贈り、氏名及び事績の概要は名誉町民台帳に登録するとともに町広報に登載する。(条例第3条)	3. 表彰式等 名誉町民には、顕彰状及び温泉町名誉町民章を贈る。(条例第3条)
待遇	4. 被表彰者の待遇 (1)町の行う儀式又は公式会合への招待 (2)町公葬の礼 (3)その他町長が必要と認める待遇(規則第3条)	4. 被表彰者の待遇 (1)町の行う儀式又は公式会合への招待 (2)町公葬の礼 (3)その他町長の必要と認める待遇(条例第4条)
被表彰者	5. これまでの被表彰者 1名(山本善之)	5. これまでの被表彰者 1名(元町長 田中壮太郎氏)
その他		6. 称号の取消し規程も有り(条例第5条)
特別町民		温泉町特別町民制定要領(昭和58年)
対象者		1. 対象者 本町町民以外の者で、本町の町勢振興に寄与しその功績が顕著な者に対し、その栄誉をたたえて、温泉町特別町民(以下「特別町民」という。)の称号を贈りその功績を顕彰する。(第1条)
顕彰		2. 顕彰 特別町民には、顕彰状及び温泉町記章を贈る。(第2条)
待遇		3. 待遇 (1)町の行う儀式又は公式会合への招待 (2)その他町長の必要と認める待遇
被表彰者		4. これまでの被表彰者 4名 早坂 暁 氏(昭和58年、作家) 深町 幸男 氏(昭和58年、演出家) 吉永 小百合 氏(昭和58年、女優) 三田 佳子 氏(戦11年、女優)

事務事業調整報告書

協議項目	19 慣行の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	名誉町民、表彰	
3-3.事務事業現況比較表(表彰)		
項目	浜坂町	温泉町
表彰規則 種類	1. 浜坂町表彰規則(昭和49年) 表彰の種類	1. 温泉町表彰規則(昭和44年) 表彰の種類
基準	ア 功労者表彰(政治・経済・文化・社会、その他各般にわたって町政の振興に寄与した者) イ 団体表彰 表彰の基準 ア 地方自治の振興発展に貢献した者(町長12年以上、議会議員12年以上、農業委員会の委員10年以上、任命について議会の同意を得て選任された各種委員並びに助役及び収入役10年以上、町の職員30年以上、消防団長10年以上、地区の区長8年以上それぞれ在職した者) イ 社会の福祉又は民生の安定に寄与した者 ウ 身の危険をかえりみず人命救助し、又は消防、水防その他の災害の防護若しくは復旧に貢献した者 エ 保健衛生の向上に寄与した者 オ 産業の振興発展、観光の開発に貢献した者 カ 教育に従事し、その振興に尽くした者(教育従事者、校長として本町に10年以上、一般教育30年以上、その他表彰に値すると認められる者) キ 納税、貯蓄、又は統計の推進に貢献した者 ク 土木、建設又は交通の振興発展に貢献した者 ケ 徳業が特にすぐれ他の模範とするにたる者。 コ 永年にわたり勤労にはげみ、他の模範とするにたる者 サ その他特に表彰に値するとみとめられる者	次に該当する者 ・地方自治の振興発展に貢献した者 ・社会の福祉又は民生の安定に寄与した者 ・身の危険をかえりみず人命を救助し、又は消防、水防、その他の災害の防護若しくは復旧に貢献した者 ・保健衛生の向上に寄与した者 ・産業の振興発展、観光の開発に貢献した者 ・教育に従事しその振興に尽くした者 ・納税、貯蓄、又は統計の推進に貢献した者 ・土木、建設、又は交通の振興発展に貢献した者 ・徳行が特にすぐれ他の模範とするにたる者 ・永年にわたり勤労に励み、他の模範とするにたる者 ・その他特に表彰に値すると認められる者
団体表彰 選定	団体表彰 「 」の規程を準用して団体表彰有り。 表彰審査委員会(5年単位の記念式典時のみ、次回は平成16年10月1日記念式典開催予定) ア 委員長 ・ 副委員長 ・ 委員(含む。助役・教育長) イ 任期 随時	団体表彰 「 」の規定を準用して団体表彰有り。 表彰審査会 表彰は、表彰審査会の議を経て決定。 表彰審査会委員は、都度選任する。
表彰事務	表彰事務の流れ ア 各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 6月上旬 イ 推薦書類の提出 8月下旬 ウ 担当課(企画総務課)の審査及び表彰審査委員会に諮問 エ 表彰審査委員会 9月上旬 オ 表彰者内定・決定 9月中旬 カ 受賞者及び来賓への案内 9月下旬 キ 表彰式 10月1日	表彰事務の流れ ア 各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 9月上旬 イ 推薦書類の提出 9月下旬 ウ 担当課(総務課)の審査及び表彰審査会に諮問 エ 表彰審査会 10月上旬 オ 表彰者内定・決定 10月中旬 カ 受賞者及び来賓への案内 10月中旬 キ 表彰式 11月3日
方法	方法 ア 表彰状、記念品料を授与 イ 約100名参加の表彰式典	方法 ア 表彰状、賞金又は記念品を贈呈 イ 約100名参加の表彰式典 会場 議会 議場 祝賀会 表彰式参加者による、立食方式 1時間程度

事務事業調整報告書

協議項目	19 慣行の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	名誉町民、表彰	
3 - 3 . 事務事業現況比較表(表彰)		
項目	浜坂町	温泉町
その他表彰		<p>各課等が行う行事等における表彰</p> <p>1 総務部門 ア 交通安全ポスター表彰 イ 消防功労表彰(特別功労、功労、勤続)</p> <p>2 福祉・厚生部門 ア 国民健康保険優良健康家庭表彰(特別表彰、第2種表彰、第1種表彰) イ おとしよりの良い歯の表彰</p> <p>3 産業・建設・水道部門 ア 温泉町子牛品評会における町長表彰(1点) イ 醸造研究会最優等賞</p> <p>4 教育専門部門</p>